

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（事前調査） 第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、<u>工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）</u>について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。 一 建築物、<u>工作物又は船舶</u>の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。） 二 （略） 2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物、<u>工作物又は船舶</u>について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物、<u>工作物又は船舶</u>について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物、<u>工作物又は船舶</u>について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。 3 事業者は、<u>第一項各号に掲げる作業を行う作業場</u>には、次の事項を、<u>作業に従事する労働者が見やすい箇所</u>に掲示しなければならない。 一 第一項の調査（前項の調査を行った場合にあつては、前二項	（事前調査） 第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は<u>工作物</u>について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。 一 建築物又は<u>工作物</u>の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。） 二 （略） 2 事業者は、前項の調査を行ったにもかかわらず、当該建築物又は<u>工作物</u>について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録しておかなければならない。ただし、当該建築物又は<u>工作物</u>について石綿等が吹き付けられていないことが明らかである場合において、事業者が、当該建築物又は<u>工作物</u>について石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法（以下「法」という。）及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでない。

の調査。次号において同じ。）を終了した年月日

二 第一項の調査の方法及び結果の概要

（作業計画）

第四条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

一 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業

二 （略）

2・3 （略）

（吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）

第六条 事業者は、次の各号のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、次項に定める措置を講じなければならない。ただし、当該措置と同等以上の効果を有する措置を講じたときは、この限りでない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

二 前条第一項第一号に掲げる作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

2 事業者が講ずる前項本文の措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 前項各号に掲げる作業を行う作業場所（以下この項において「石綿等の除去等を行う作業場所」という。）を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離すること。

二 石綿等の除去等を行う作業場所の排気による過集じん方式の集

（作業計画）

第四条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

一 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業

二 （略）

2・3 （略）

（吹き付けられた石綿等の除去等に係る措置）

第六条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

じん・排気装置を使用すること。

三 石綿等の除去等を行う作業場所を負圧に保つこと。

四 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室を設置すること。

3 事業者は、前項第一号の規定により隔離を行ったときは、隔離を行った作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、第一項第一号又は第二号に掲げる作業を行った場合にあつては、吹き付けられた石綿等又は張り付けられた前条第一項第一号に規定する保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化した後でなければ、隔離を解いてはならない。

(石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者(第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。)が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業(第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。)

二 (略)

2 (略)

(石綿等の使用の状況の通知)

第八条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物、工作物又は船舶における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

(石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等に係る措置)

第七条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者(第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。)が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業

二 (略)

2 (略)

(石綿等の使用の状況の通知)

第八条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者(注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。)は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。 一 （略） 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を含む。） 三 六 （略） 2 （略） 第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（<u>第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所において、同条第一項第一号に掲げる作業に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクに限る。</u>）を使用させなければならない。 2・3 （略）	第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。 一 （略） 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は<u>工作物の解体等の作業を含む。</u>） 三 六 （略） 2 （略） 第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない。 2・3 （略）
--	--

○ 石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（平成十八年厚生労働省令第四百四十七号）（第二条関係）

改 正 案	現 行
附 則 （適用除外製品等に関する経過措置） 第四条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三条に規定する適用除外製品等については、旧石綿則第十五条、第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、<u>第四十条第一項</u>及び第四十四条並びに第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則別表第七の二十五の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧石綿則第三十五条中「三十年間」とあるのは、「当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間」とする。	附 則 （適用除外製品等に関する経過措置） 第四条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という。）附則第三条に規定する適用除外製品等については、旧石綿則第十五条、第二十八条、第二十九条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、<u>第四十条</u>及び第四十四条並びに第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則別表第七の二十五の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧石綿則第三十五条中「三十年間」とあるのは、「当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間」とする。